

事業後援規程

第1条 (目的)

この規程は、一般財団法人日本エスペラント協会（以下「本会」という。）が諸事業を後援することに関して規定する。

第2条 (後援の対象事業)

後援の対象事業は、エスペラントの普及発展に資する事業であり、政治的あるいは宗教的に中立であるとともに、公序良俗を乱さないものである。

2 対象事業を例示すると、エスペラントに関する大会、展示会、講演会、講習会、交流会、上映会、等々があるが、名称、内容ともにこれらには限らない。

第3条 (後援の条件)

本会は、第2条に示す事業について、以下の条件で後援する。

- (1) 本会は、事業に要する経費の負担はしない。
- (2) 後援事業の申請団体は、申請の際に定款、設立趣旨などの団体の基本事項を記述ないし添付すること。ただし、本会の団体会員および本会会誌の直近の「運動年鑑」に記載の団体はその必要がない。
- (3) 後援申請は、事業の開始日の原則として1か月前に提出すること。
- (4) 後援期間は、事業の実施期間中とする。
- (5) 後援承諾後に事業が中止されたり、後援申請書の記載事項などに変更があった場合は、速やかにその旨を届け出ること。
- (6) 事業の終了後は、速やかにその実施結果を本会に報告すること。
- (7) 事業の実施にあたっては、主催者は、事故対策に万全の措置を講ずること。万一、事故が起きた場合、本会は、その責めを負わない。
- (8) その他、後援申請の承諾の際に本会が記載した事項。

第4条 (後援の申請)

後援の申請の際には、以下に示す項目を明記した後援申請書を本会普及推進部宛に提出する。また、その行事の趣意書・パンフレットなどがある場合は、添付のこと。

①申請日、②事業名称、③主催者、④日時、⑤会場と所在地、⑥参加費用、⑦担当者と連絡先、⑧事業の内容・趣旨など。

2 後援申請書の書式は、例示はするが、自由な書式に記入することができる。

第5条 (後援の承認)

本会の普及推進部長は、後援の承認ないし不承認を決定し、その決定を申請者および業務執行理事会に伝える。

2 後援の承認後も、後援条件に沿わない事態が起きた場合は、普及推進部長は、承諾を取消することができる。

3 普及推進部長は、決定あるいは取消しに際しての助言を業務執行理事会に求めることができる。

第6条 (改廃)

本規程は、本会理事会で改廃する。

(2013-02-15施行、2016-03-20確認)